

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	100,634,001

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	56,355,849	同左	—	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式
第1回第六種 優先株式	70,001	同左	—	(注)
計	56,425,850	同左	—	—

(注) 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先配当金

- (a) 当銀行は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(ロ) 優先中間配当金

当銀行は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

- (a) 当銀行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(二)取得条項

当銀行は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部又は全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(ホ)議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (a) 当銀行は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	56,425,850	—	664,986,500	—	665,033,781

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

(平成19年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	56,355,849	100.00
計	—	56,355,849	100.00

② 第1回第六種優先株式

(平成19年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	70,001	100.00
計	—	70,001	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成19年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 70,001	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,355,849	56,355,849	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	56,425,850	—	—
総株主の議決権	—	56,355,849	—

② 【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

当株式は金融商品取引所に上場されていません。

(2) 第1回第六種優先株式

当株式は金融商品取引所に上場されていません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

(注) 執行役員の状況

該当ありません。